

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	49	担当課	薬務衛生課		
法令名	公衆浴場法	根拠条項	7-1	不利益処 分の種類	許可の取消、営業の停止
<p>○公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) 〔許可の取消し・営業の停止〕 第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</p> <p><第二条の規定> 〔営業許可〕 第二条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不相当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。 3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。 4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。</p> <p>○公衆浴場設置等の基準等に関する条例 (昭和25年愛媛県条例第24号) 第3条 新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離は、300メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条の規定による確認又は公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が確認又は許可を受けた日から2箇月以内に着工しない場合又は6箇月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。 (2) 既設の一般公衆浴場が工事の完成後2箇月以内に営業を開始しない場合又は引き続き6箇月以上休業した場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たな一般公衆浴場を設置しようとするとき。 (3) 土地の状況等により、知事が一般公衆浴場の設置の場所が公衆衛生上適正配置であると認めたとき。</p> <p><第三条の規定> 〔公衆浴場について講ずべき措置〕 第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。</p>					

○公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号）

第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公衆浴場の施設全般は、次の要件を備えたものとする。
 - ア 周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。
 - イ ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている排水口、窓等に、必要に応じ金網その他の防除設備が設けられていること。
 - ウ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うことができる構造設備であること。
- (2) 入浴者の履物を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。
- (3) 脱衣室は、次の要件を備えたものとする。
 - ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
 - イ 男子脱衣室及び女子脱衣室の床面積はそれぞれ24.75平方メートル以上、天井の高さは3メートル以上であること。
 - ウ 床面は、耐水性の材料が用いられていること。
 - エ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気装置が設けられていること。
 - オ 床面のすべてのところで照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備が設けられていること。
 - カ 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備が入浴者数に応じて設けられていること。
 - キ 洗面設備が設けられていること。
 - ク 洗濯機が設置されている場合は、専用の排水口が設けられていること。
 - ケ 乾燥機が設置されている場合は、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造であること。
- (4) 浴室は、次の要件を備えたものとする。
 - ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
 - イ 男子浴室及び女子浴室の床面積は、それぞれ24.75平方メートル以上であること。
 - ウ 天井は、高さが3.6メートル以上とし、水滴が落下しない構造であること。
 - エ 床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料が用いられていること。
 - オ 床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾こう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。
 - カ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気装置が設けられていること。
 - キ 床面のすべてのところで照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備が設けられていること。
 - ク 洗い場には、給湯栓及び給水栓が十分な間隔をおいて5組以上設けられていること。
 - ケ 洗い場の排水溝は、安全で、かつ、排水に支障のない構造であること。
 - コ 浴槽は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
 - サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあっては、この限りでない。
 - シ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
 - ス 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）は循環配管（湯水を浴槽とろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。
 - セ 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
 - ソ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。
- (5) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水供給設備を設けること。
- (6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。
 - ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、次条第1項第7号の水質基準に適合する原水（直接浴用に供する湯水（浴槽水及び循環水（ろ過器等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を除

- く。)をいう。以下同じ。)を得るための浄水、消毒等の設備が設けられていること。
- イ ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。)を行うことができるものであること。
- ウ 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。)は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- エ 新たに給湯され、又は給水される湯水に浴槽水(ろ過されたものを含む。)が混和しない構造であること。
- オ 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- カ 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- キ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- ク 調節箱(洗いの給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。)は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。
- ケ 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。)は、完全に排水できる構造であること。
- (7) 脱衣室から出入りすることができる入浴者専用の便所を設け、十分な換気、照明及び防虫防臭の設備をし、かつ、流水式手洗い設備を設けること。
- (8) 浴用に供した汚水の排水設備は、不透水性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (9) サウナ室(蒸気又は熱気を使用する入浴のための浴室をいう。以下同じ。)を設ける場合にあつては、次の要件を備えたものとする。
- ア 男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
- イ 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料が用いられていること。
- ウ 床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾こう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。
- エ 室内の水が完全に室外に排出できる排水口が設けられていること。
- オ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ及び金属部分が入浴者の身体に直接接触するおそれのない構造であること。
- カ 換気が適切に行えるよう給気口及び排気口が適当な位置に設けられていること。
- キ 温度計及び必要に応じ湿度計が適当な位置に設けられていること。
- ク 室内を容易に見通すことができる窓が適当な位置に設けられていること。
- ケ 非常用ブザー等が入浴者の見やすい位置に設けられていること。
- (10) サウナ設備(蒸気又は熱気を使用する入浴のための設備で、サウナ室以外のものをいう。以下同じ。)を設ける場合にあつては、前号オ及びキの要件を備えたものとする。
- (11) 屋外に浴槽等を設ける場合にあつては、次の要件を備えたものとする。
- ア 外部から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
- イ 浴槽及び浴槽に付帯する通路は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
- ウ 浴槽、浴槽に付帯する通路及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁は、耐水性の材料が用いられていること。
- エ 浴槽は、浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられていること。
- オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。
- カ 屋外に洗い場が設けられていないこと。
- キ 浴槽に付帯する通路は、脱衣室、浴室その他の保温されている場所から直接出入りできる構造であること。
- (12) 電気浴器を設ける場合にあつては、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第9条第2項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受けたものを用いること。
- (13) 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室その他の付帯施設を設ける場合にあつては、これらの施設と脱衣室及び浴室とを容易に可動できない間仕切等により明確に区分すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号の営業に係るものをいう。以下同じ。)の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 屋外から見通しのできない構造とすること。
- (2) 浴用に供した汚水の排水設備は、不透水性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (3) 入浴者専用の便所を設け、十分な換気、照明及び防虫防臭の設備をし、かつ、流水式手洗い設備を設けること。

- (4) 個室の数は、10以上とすること。
- (5) 個室の床面積は10平方メートル以上、天井の高さは2.1メートル以上とする。
- (6) 浴室の床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
- (7) 浴室の床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾こう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
- (8) 個室には、適当な換気装置を設けるほか、床面における照度を20ルクス以上に保つことができ、かつ、個室内で点滅できない装置の照明設備を設けること。
- (9) 個室には、入浴者が脱衣するのに必要な場所及び設備を設けること。
- (10) 個室の出入口は、幅70センチメートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口に錠その他これに類するものを設けないこと。
- (11) 個室は、その出入口の高さ1.2メートルから1.8メートルまでの間に縦30センチメートル以上、横40センチメートル以上の無色かつ透明なガラス窓を設け、内部が見通せる構造とすること。
- (12) 個室の浴室には、浴そうの外に、常に、清浄な水及び湯を十分に使用できるよう、せんを備えた流出装置を設けること。

第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 施設設備は、清掃及び消毒を行い、ねずみ、衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 設備及び器具は、定期的に保守点検し、常に適正に使用できるよう整備すること。
- (3) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- (4) 施設内の各場所は、常に十分な照度を保つこと。
- (5) 脱衣室は、床面を常に適度に乾燥させておくとともに、入浴者の利用に供する足ふきマット等を消毒したものと適宜取り換え、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (6) 浴槽水は、常に適温を保つこと。
- (7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

○公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）
（水質基準）

第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
5 大腸菌群	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法（これにより難しい場合にあつては、冷却遠心濃縮法）

備考 この表の5の項の中欄「検出されないこと」とは、同項の右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
------	------------	------------------------------------

2	有機物（全有機物（全有機炭素（TOC）の機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法	
3	大腸菌群	1ミリリットルにつき1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する検定方法（試料は、希釈しないこと。）
4	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法（これにより難い場合にあつては、冷却遠心濃縮法）

- (8) 貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。
- (10) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、清浄な湯水の供給、循環ろ過、塩素系薬剤による消毒等により清浄に保つこと。
- (11) 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- (12) ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- (13) 循環配管は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。
- (14) 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。
- (15) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。
- (16) 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。
- (17) 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。
- (18) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- (19) シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- (20) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。
- (21) 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。
- ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上
- イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上
- ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上
- (22) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号の水質基準に適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。
- (23) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。
- (24) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。
- (25) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。
- (26) 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。
- (27) 洗い場には、適当な数の湯おけ及び腰掛けを備え、常にこれを清掃し、清潔を保つこと。
- (28) 飲料水供給設備からは、水道水又は知事が飲用に適すると認めた水を供給するとともに、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。

- (29) 飲用に供する水（水道水を除く。）は、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。
 - (30) 給湯設備及び給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じ被覆その他の補修を行うこと。
 - (31) サウナ室若しくはサウナ設備又は電気浴器を設ける場合にあっては、見やすい場所に入浴上の注意を掲示するとともに、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
 - (32) サウナ室及びサウナ設備には、利用基準温度を表示すること。
 - (33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあっては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。
 - (34) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。
 - (35) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。
 - (36) 入浴料金、営業時間、入浴者の心得その他必要な事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - (37) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
 - (38) 適当な場所に清掃用具及びくず箱を備え付けること。
 - (39) 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ等を貸与し、又は供与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。
 - (40) 入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合は、新しいものとし、かみそり廃棄用の容器を備え、使用済のかみそりは、放置させないこと。
 - (41) 善良な風俗の保持に努めること。
 - (42) 入浴者に次の行為をさせないこと。
 - ア おおむね7歳以上の男女の混浴
 - イ 公衆浴場法第4条に規定する者のほか、泥酔者その他他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者の入浴
 - ウ 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為
 - (43) 従業者の衛生管理について次の措置を講じること。
 - ア 衣服を常に清潔に保たせること。
 - イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあっては、この限りでない。
 - (44) 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 個室の浴そうの湯水は、入浴者1人ごとに取り替えること。
 - (2) 個室内には、その出入口から内部の見通しを妨げる物品を配置しないこと。
 - (3) 個室内には、風紀を乱すおそれのある物品を備え、又は持ち込ませないこと。
 - (4) 従業者には、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
 - (5) 前項第1号から第6号まで、第15号、第28号から第30号まで、第36号から第41号まで及び第43号に定める措置

第6条 知事は、公衆衛生上及び風紀上特に必要があると認めるときは、前2条に規定するものの外、特別の措置を命ずることができる。

附 則（令和2年3月27日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
（公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を営んでいる者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設設備については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第1条の規定による改正後の公衆浴場設置等の基準等に関する条例（以下「新公衆浴場条例」という。）第4条第1項の規定の適用については、同項第4号シ中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同号スからソまで並びに同項第6号オ、カ、ク及びケの規定は、適用しない。
- 3 新公衆浴場条例第5条第1項第33号及び第35号の規定は、この条例の施行の日以後に作成する記録の保存について適用し、同日前に作成した記録の保存については、なお従前の例による。